

二重払い規模順	イタリア	チェコ	ブラジル	スペイン	ハンガリー	スウェーデン	フィリピン	オーストリア	メキシコ	ポーランド	ギリシャ	アルゼンチン
民間企業関係者※	1,069	475	776	709	319	123	4,762	100	1,422	236	33	96
平均派遣年数	4~6	3~5	3~6	3~4	3~5	3~4	3~5	3~5	4~5	4	1~2	3~6
年金制度体系	主として、INPS	基礎年金+所得比例年金	老齢年金、健康保険、労災保険が一体となったINSS(Instituto Nacional de Seguro Social)への負担金	社会保険 (SEGURIDAD SOCIAL)	国民年金	所得比例年金 プレミアム年金 (積立型年金)	SSS(Social Security System)制度によりカバーされている。対象は、①傷病、②障害、③死亡、④退職(老齢)、⑤出産。	・国民年金(義務) ・厚生年金 ・個人年金	SAR(Sistema de Ahorro para el Retiro)厚生年金に該当するメキシコ版401K 年金管理会社はAFOREと呼ぶ。Seguro Voluntarioという任意加入式のメキシコ版401Kもあるがこれらは自営業等が対象となっていて加入率は極端に低い。	老齢保険	国民年金	①国営の年金制度(拠出金分配方式) ②民営の年金制度(AFP)のいずれか選択
社会保険料率	大きく分類し、 ①被雇用者・社員 報酬月額×約32% 会社 報酬月額×約9% 個人 (842.6~1,404.3万円) ②役員・自営業 報酬月額×約12.6% 会社 報酬月額×約6.3% 個人 (221.3万円)	<2006年5月> 雇用者 被雇用者 健康保険 9.0% 4.5% 社会保険 26.0% 8.0% (年金) (19.5%) (6.5%) (疾病) (3.3%) (1.1%) (雇用) (3.2%) (0.4%) 計 35.0% 12.5% 労使 47.5%	(1)一般職員 ・個人納付分 料率:給与:~R\$ 840.55 → 7.65% :給与:~R\$ 1050.00 → 8.65% :給与:~R\$ 1400.91 → 9.00% :給与:~R\$ 2801.82 → 11.00% ※ R\$ 2801.82が賦課対象限度金額、 即ち納付限度額は R\$ 308.20 ・会社納付分 料率:年金:2.0~22.5%(20%が多数、銀行は22.5%) 労災:0.1~3%(2%が多数) その他:2.7~7.7%(5.8%が多数) 計:4.8%~33.2%(27.8%が多数、 銀行は30.3%) ※賦課対象限度金額無し。 (2)会社役員 ・個人納付分 料率:一律 11% ※賦課対象限度金額 R\$ 2801.82、 即ち納付限度額は R\$ 308.20 ・会社納付分 料率:年金のみ2.0~22.5% (20%が多数、銀行は22.5%) ※賦課対象限度金額無し	<2006年> 月収2,897.70ユーロ 以上は同率 本人負担 184.00 会社負担 915.39 月額1,099.39ユーロ (15.1万円/月) ※労16.2%、 会社83.8%	企業負担: 労務費の18% 個人: 所得の8.5% 26.5% (93.5万円/年)	保険料率 17.21% 使用者 10.21% 労働者 7.0% (92.9万円/年)	・1,000ペソから250ペソ刻みの月額報酬に応じて設定。 ・保険料率は9~10%程度の間で報酬レンジにより変動。 ・労使の負担額は、労働者:使用者の比率が約1:2~約1:1.8程度で使用者側が多く負担。	・国民年金保険料 会社員 22.8% (雇用主 12.55%) ※労使折半あり (11.3万円/月)	雇用主負担 2% ※労使折半無し (0.74万円/月)	19.52% ※労使折半 (52.2万円/年)	・GROSS SARARY の44.06% (16.00%個人、 28.06%会社) ・上記は年金及び健康保険料を含む (年金/健康保険は1つのFundとして運営) (29.5万円/月)	①国営年金制度 21.17% (被用者11%、事業主10.17%) (3.9万円/月) ②AFP 17.17% (被用者7%、事業主10.17%) (3.1万円/月) ③役員の場合は自営業者と同じ取扱。企業規模により差あり。 社員10名までの企業 245.12ペソ/月(9321円/月) 社員20名までの企業 409.28ペソ/月(15,573円/月) 社員20名以上の企業 572.48ペソ/月(21,783円/月)
賦課上限所得	上記②の場合のみ上限あり 報酬年額 85,478ユーロ (約1,171万円)	なし(2007年1月より施行)	個人納付分の賦課上限金額 \$ 2,801.82/月(約14.3万円) 会社納付分は賦課上限金額無し。	2,897.70ユーロ/月 グロス (約39.7万円)	6,325,450フォロント/ 年 (約353.0万円)	労働者負担分の上 限、年収SEK359,115 (約540万円) 事業主負担分には 上限無し	月額報酬上限14,750 ペソ (約3万円)	会社員 3,630ユーロ/月 (約49.7万円/月)	最低賃金の25倍 (約3,200米ドル) (37.1万円/月)	72,690ズロチ/年 (約267.5万円)	4,881.25ユーロ/月 (約66.9万円/月)	一般被用者負担分の上 限、 4,800ペソ/月 (約18.3万円/月) 事業主負担分には上限無し
医療保険 加入義務	INPSに含まれる	有	INSSに含まれる	SEGURIDAD SOCIALに含まれる	有 11%	有	雇用者は加入義務あり(Phil Health)	有 会社員7.5%	有 (IMSS社会医療保険)	有	年金保険料に含まれる	一般被用者あり(月給の9%(被用者3%、事業主6%))会社役員無し
雇用保険 加入義務	INPSに含まれる	有	FGTS(退職積立金)あり。給与総額の8%(会社負担)。会社役員は納付義務無し。	SEGURIDAD SOCIALに含まれる	有 3%	有	制度無	有 6%	無	有	無	一般被用者あり。(注)家族手当 拠出金(事業主拠出)月給の 5.33%内に含まれる(0.89%)
労災保険 加入義務	INAIL加入義務有	有	INSSに含まれる	SEGURIDAD SOCIALに含まれる	公的制度なし	有	SSS内でカバー	有 会社員および公務員 1.4%(雇用主負担)	有	有	無	有(業種によって差あり)
一人当たり 年間年金保険料 (会社・個人負担 合計)	①2,000万円 x 41% = 820 万円 ②1,171万円 x 18.9% = 221.3万円	・邦人駐在員の年収をネットで約 800万円とする。 ・社会保険料率はネット給与の約 8割 ・一人当たり年間保険料 約800万円 x 0.8 = 約640万円	2005年の社会保険料納付金額(個人負担分と会社負担分の合計)と役員数・社員数をもとに、試算(会員企業295社中、明確な回答のあった45社を選択)。 ・役員255名(93%)の社会保険料納付額 R\$ 13,705,958.51 社員18名(7%)の社会保険料納付額 R\$ 983,287.24 ・一人当たり年間保険料 役員 R\$53,749 ⇒ 275万円/人 社員 R\$54,627 ⇒ 280万円/人	15.1万円 x 12ヵ月 = 181.2万円	353万円 x 26.5% = 93.5万円	賃金グロス(上限なし)1,000万円(仮)x 10.21% + 540万 円 x 7.0% = 139.8万 円	3万円 x 10% x 12ヵ 月 = 3.6万円	49.7万円 x 22.8% x 12ヵ月 = 136.0万円	37.1万円 x 2% x 12ヵ月 = 8.9万円	267.5万円 x 19.52% = 52.2万円	66.9万円 x 44.06% x 12ヶ月 = 353.7万 円	①18.3万円 x 21.17% x 12ヵ月 = 46.5万円 ②18.3万円 x 17.17% x 12ヵ月 = 37.7万円 ③2.2万円 x 12ヵ月 = 26.4万円
為替レート	1ユーロ/137円	1ユーロ/137円	1リアル/51.16円	1ユーロ/137円	100フォロント/55.8円	1クローネ/15.1円	1フィリピン・ペソ/2.2円	1ユーロ/137円	1ドル/116円	1ズロチ/36.8円	1ユーロ/137円	1アルゼンチン・ペソ/38.05円
年間 二重払い規模	45億円	29億円	21億3,700万円	12億8,500万円	2億9,800万円	1億7,200万円	1億7,100万円	1億3,600万円	1億2,700万円	1億2,300万円	1億1,700万円	2,500万円 (③にて試算)

※民間企業関係者(本人)は「平成17年海外在留邦人数調査統計」(平成17年10月1日現在)より。ただし、チェコは平成18年3月31日現在。
 ※為替レートは、ユーロは日本銀行「裁定外国為替相場(平成18年1月1日~6月30日適用)」、その他通貨は同「報告省令レート(平成18年3月分)」を適用。
 ※各国アンケートより、日本貿易会にて試算。
 ※チェコ二重払い規模は、在チェコ日本大使館にて試算。
 ※ブラジル二重払い規模は、ブラジル日本商工会議所にて、会員アンケート調査をもとに試算。
 ※各国の年間二重払い規模については、現在、現地へ最終確認中。

二重払い規模順	ベネズエラ
民間企業関係者※	80
平均派遣年数	3～6
年金制度体系	・国民年金(主に国営企業のみ) ・厚生年金
社会保険料率	<2006年2月> ・厚生年金保険料 標準報酬月額×保険料率13%-15%(会社の業態に伴うリスクにより異なる) (1.9万円/月) ※労使折半ではなく、使負担が4%、残りは労負担
賦課上限所得	最低賃金の5倍 (2,328,750ボリバル/月) (約12.6万円)
医療保険加入義務	厚生年金に含まれる
雇用保険加入義務	無 (2.5%上乗せで任意)
労災保険加入義務	厚生年金に含まれる
一人当たり年間年金保険料(会社・個人負担合計)	12.6万円×15%×12ヶ月=22.7万円
為替レート	1ボリバル/0.054円
年間二重払い規模	1,800万円

※民間企業関係者
 ※為替レートは、ユーロ
 ※各国アンケートより
 ※チェコ二重払い規模
 ※ブラジル二重払い規模
※各国の年間二重